

第232回埼玉県都市計画審議会

平成29年8月7日午後2時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第232回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課副課長の平賀と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。現在21名の御出席をいただきまして、審議会条例の規定によります2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、本日の資料を御確認させていただきたいと存じます。事前にお送りさせていただきました資料が配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、それから議案書、その他案件といたしまして、表紙に「まちづくり埼玉プラン」の見直しの基本方向提言書（案）と記してあるものとなっております。加えて、本日机の上にお配りしておりますのが次第、座席表、その他案件資料でございます。以上となっておりますが、不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、今年度最初の都市計画審議会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、当審議会の会長であり、埼玉大学大学院教授の久保田尚様でございます。

○久保田委員 久保田です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者として、弁護士の設楽あづさ様でございます。

○設楽委員 設楽です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 東京国際大学教授の古川徹也様でございます。

○古川委員 古川です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 埼玉県農業会議副会長の永瀬隆弘様でございます。

○永瀬委員 永瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 上尾商工会議所顧問の小谷仁様でございます。

○小谷委員 小谷です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 浦和大学准教授の田中康雄様でございます。

○田中委員 よろしくお願ひいたします。

- 事務局 次に、同第2号に規定する関係行政機関の職員として、関東農政局長の浅川京子様でございます。
- 後藤代理 代理出席です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 関東運輸局長の持永秀毅様でございます。
- 久米代理 持永の代理の久米と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 関東地方整備局長の泊宏様でございます。
- 大儀代理 代理の大宮国道事務所長の大儀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 次に、同第3号に規定する市町村長の代表として、嵐山町長の岩澤勝様でございます。
- 岩澤委員 よろしくよろしくお願いいたします。
- 事務局 続きまして、同第4号に規定する県議会の議員として、板橋智之様でございます。
- 板橋委員 よろしくよろしくお願いいたします。
- 事務局 白土幸仁様でございます。
- 白土委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 神尾高善様でございます。
- 神尾委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 田村琢実様でございます。
- 田村委員 田村です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 長峰宏芳様でございます。
- 長峰委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 山本正乃様でございます。
- 山本委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 権守幸男様でございます。
- 権守委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 柳下礼子様でございます。
- 柳下委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 次に、同第5号に規定する市町村議会の議長の代表として、川越市議会議長の大泉一夫様でございます。
- 大泉委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 上里町議会議長の納谷克俊様でございます。
- 納谷委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、同条例第3条第2項に規定する専門委員として埼玉県住宅供給公社理事長の前田一彦様でございます。
- 前田委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 なお、本日は御出席いただいておりますが、学識経験者として東洋大学教授の野澤千絵様、市町村長の代表として久喜市長の田中暄二様に御就任いただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで幹事を代表いたしまして、野川都市整備部長から御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 皆様、こんにちは。都市整備部長の野川でございます。

本日は、第232回の都市計画審議会を開催いたしましたところ、非常に御多用の中、御臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より埼玉県都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜っておりますことを改めてお礼を申し上げる次第でございます。

本審議会は、昭和44年に設置されまして、これまで231回の開催で5,188件の案件を御審議いただいているところでございます。おかげをもちまして、土地利用の制限や誘導、都市整備事業など、県内各地域におきまして都市計画や都市づくりが順調に進んでおります。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本県の都市計画を取り巻く課題といたしましては、人口減少、超高齢化社会の到来ということが考えられますが、一方におきましては自然災害に対する防災・減災の取組や高速道路ネットワークを活用いたしました産業基盤づくりの推進、あるいは都市再生特別措置法の改正に盛り込まれた立地適正化計画によるコンパクトシティーを目指す取組など、都市をめぐる社会情勢の変化への的確な対応が求められております。

このような中にありましても、県といたしましては、今後も引き続き安心安全を備えた魅力と活力あるまちづくりに取り組んでまいる所存でございます。委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日は御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、議事に入ります前に、事務局からお手元のマイクの御使用方法について御説明をさせていただきます。

現在テーブルの上に設置してございますマイクスタンドが水色のランプが点灯しているかと思いますが、その下にグレーのボタンがございます。御発言の際には、このボタンを押していただきますと赤色のランプが点灯いたしますので、その状態でお話しいただきたいと存じます。

それから、あわせてマイクがお二人に1台という形になっておりますので、御発言の際にはマイクが首を振りますので、御自分の方へ向けていただいて御発言の方をよろしくお願ひしたいと思います。お手数ですが、よろしくお願いいたします。

それでは、この後は本審議会条例第5条第1項の規定により、久保田会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

○議長（久保田） それでは、しばらく進行を務めさせていただきます。会長を仰せつかっております埼玉大学の久保田尚でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、大変暑い中、また御多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日も皆様の御協力を得まして、慎重かつ効率的に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、いつもお願いしております会議録の署名委員ですけれども、本会議の運営規則の第5条第2項の規定によりまして、私の方から指名をさせていただきます。

本日は設楽委員と、それから板橋委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会の公開についてお諮りします。本審議会は、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づいて原則公開となっております。私を見る限り、本日は非公開にすべきと思う案件はないと思っておりますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） ありがとうございます。それでは、本日の審議会は全て公開とさせていただきます。

傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい、いらっしゃいます。

○議長（久保田） それでは、傍聴の方の入場をお願いいたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（久保田） よろしいですか。

議事に入ります前に、傍聴の皆様には傍聴上の御注意を申し上げます。

先ほど事務局より傍聴要領を配られたと思っておりますけれども、そちらをよくお読みいただき、遵守していただければと思います。それに反する場合には、場合によっては退場をお願いすることになりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより第232回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にございますように、建築基準法の規定に従い、本都市計画審議会に付議する案件が2件の御審議をお願いするものでございます。

まず、建築基準法に基づいて、敷地の位置について都市計画上の支障の有無を審議する案件ということで、議第5189号「越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事の方から議題の説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の白石でございます。よろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。

議第5189号の越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、議案書は5ページから11ページになります。前方のスクリーンを御覧ください。初めに、産業廃棄物処理施設の設置に関する建築基準法の取り扱いについて御説明をさせていただきます。都市計画区域内において一定規模以上の廃棄物の処理施設等の用途に供する建築物は、建築基準法第51条の規定により都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ建築できません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、建築が可能となります。

なお、特定行政庁とは、建築行政の指導権限を持つ地方公共団体の長のことで、埼玉県では埼玉県知事とさいたま市など12市の各市長が該当いたします。今回の議案は、吉川市にあるため、埼玉県知事が特定行政庁として許可権者になることから、本審議会に付議させていただきました。

敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、赤く縁取った越谷都市計画区域内にございます。吉川市は、県の東部に位置しており、都心からおおむね25kmの距離にあります。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面中央の赤く塗った場所でございます。J R武蔵野線吉川駅から北東に約2.5kmの地点にあり、用途地域は工業専用地域でございます。所在地は、吉川市大字小松川字前584番1外2筆でございます。なお、敷地は吉川市のほぼ中央部に位置しております。

次に、車両の経路でございますが、県道加藤平沼線から吉川市道2—210号線、市道2—573号線及び市道2—324号線を通して搬出入を行います。なお、全ての道路の幅員が6m以上確保されております。

今回の計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、既存のがれき類の破碎施設1基の稼働時間の延長に伴い廃棄物の処理量を増加するものでございます。この施設は、がれき類が本許可の対象となった平成13年以前から稼働しております。今回平成13年時点の処理量から1.5倍を超える処理量の増加となるため、許可を要するものです。なお、新たな破碎施設の設置や建物の新設はございません。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の上を北としております。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は1,922.05㎡でございます。敷地上側の黄色く塗った部分が今回処理量を増加する破碎施設でございます。この施設は、建物の解体工事等で発生するコンクリートくずやアスファルトくずなどを再生砕石とするものでございます。また、敷地下側の青く塗った部分は、既存の事務所でございます。車両の出入り口は、敷地下側で市道2—573号線に接続しております。車両の待機スペースは西側の隣地に確保しております。なお、産業廃棄物処理施設からの排水はございません。

以上が越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要です。県といたしましては、この敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。また、当該

施設の敷地の位置について、吉川市へ意見照会したところ、都市計画上支障がない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） そういたしましたら、この議第5189号の議案について採決をいたします。

本案につきまして、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないということで、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

続きまして、議第5190号「蓮田都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事の方からの説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 次に、議第5190号「蓮田都市計画区域における産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」、議案書は13ページから19ページになります。

産業廃棄物処理施設の設置に関する建築基準法の取り扱いについては、先ほど御説明したとおりでございます。今回の議案は、白岡市にあるため、埼玉県知事が特定行政庁として許可権者となることから、本審議会に付議させていただきました。

敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、赤く縁取った蓮田都市計画区域内にございます。白岡市は、県の東部に位置しており、都心からおおむね40kmの距離にあります。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面中央の赤く塗った場所でございます。久喜白岡ジャンクションから南西に約2kmの地点にあり、用途地域は工業専用地域でございます。所在地は、白岡市大字下大崎字星川端888番1外5筆でございます。

次に、車両の経路でございますが、市道116号線から市道2151号線、2122号線及び211号線を通じて搬出入を行います。なお、全ての道路の幅員が6m以上確保されております。

今回の計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設を新設するものでございます。新設する施設は、木くず類の破碎施設が1基でございます。それに伴い破碎施設の上屋を新設するものでございます。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の左下を北としております。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は8,700.01㎡でございます。敷地中央の黄色く塗った部分に今回破碎施設を新設いたします。この施設は、建物の解体工事等で発生する木材や家庭から排出される樹木の選定枝等を木質チップとするものでございます。それに伴い、青く塗った部分に鉄骨

造平家建ての建物を新設いたします。また、敷地左上の青く塗った部分は、既存の事務所でございます。車両の出入り口は、敷地左側で市道211号線に接続しています。車両の待機スペースは敷地内に確保しております。なお、産業廃棄物処理施設からの排水はございません。

以上が蓮田都市計画区域における産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要です。県といたしましては、この敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。また、当該施設の敷地の位置について、白岡市へ意見照会したところ、都市計画上支障がない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

どうぞ。

○柳下委員 何点か質問したいと思うのですが、今回は新設ということですので、木質チップを中心としてということですが、白岡市に問い合わせた結果、都市計画上には問題はないというのですが、どのぐらいの頻度で新設された場合には運ばれるのでしょうか。量的にも、その辺の見通し等について。

それから、敷地の位置なのですが、この位置というのは民間のどういうところが持っているのでしょうか。

以上です。

○議長（久保田） 事務局、お願いいたします。

○幹事（建築安全課長） まず、1点目の運送するトラックの量の関係でございます。1日当たり最大でございますが、55台を見込んでおります。

続きまして、計画地の所有の関係でございます。所有権は、1筆が個人所有、ほかの5筆はグループ法人が所有しております。

以上でございます。

○議長（久保田） よろしいでしょうか。

どうぞ。

○柳下委員 この最大で1日55台という点では、なかなかその前を通る、自宅の前を通ったりするという点では道路の振動とか、そういうこともいろいろと心配している住民もいるわけですが、説明会とか、その点についてはきちっとやっているのでしょうか。また、やる計画はあるのかどうか。

以上です。

○議長（久保田） お願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 計画地から半径100m以内の会社、土地、建物の所有者に対しまして説明会

を実施しております。なお、特にこの計画に反対といった意見はございませんでした。

以上でございます。

○議長（久保田） よろしいでしょうか。

○柳下委員 はい。

○議長（久保田） ほかに質問等ございますでしょうか。

お願いします。

○設楽委員 設楽でございます。ただいまのおおよその稼働見込み数、搬入車両を伺いまして質問なのですが、吉川市の計画などに比べますと車両待機スペースというのがさほど大きくないのかなというふうに思っておりました。道路幅員も6m以上確保となっておりますが、6.93mというのは恐らく路肩も含めての幅員だと思いますので、車両待機スペースが不足すると路上駐車の原因などになり得るのではないだろうかという懸念を持ちました。

それに敷地の位置そのものについては特には疑義はありませんので、車両の交通整理や収集持ち込みの時間帯ですとか、そうした運用面の工夫も必要な施設なのかなというふうに思いまして、その辺の見直しをお伺いするとともに、今後注意をしていただきたいというふうに思いました。

質問と意見、両方となります。

○議長（久保田） はい。

○幹事（建築安全課長） 運搬に際する運用面ということの御質問でございますが、敷地内の駐車スペースにつきましては、2台分確保されており、敷地が非常に広いものでございます。それから場内については一方通行で、会社の職員が場内で適切にその辺の指導するというのを伺っております。そういったことから、路上で待機するということはございません。

以上でございます。

○議長（久保田） よろしいですか。

○設楽委員 はい。

○議長（久保田） ほかいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） お二人から御質問、それから御意見もいただきましたけれども、いずれも敷地の位置についての都市計画上の支障については特に御意見がなかったように承りましたけれども、そういうことで採決に移ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5190号の議案について採決をいたします。

本案について、都市計画上支障がないと認めるということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） ありがとうございます。それでは、本案件は都市計画上支障がないと認めるこ

といたします。

以上をもちまして本日の2件の議事は終了でございます。

続きまして、その他案件といたしまして、まちづくり埼玉プランの見直しの方向性についての調査検討の結果の御報告がございます。

これにつきましては、昨年度第230回の審議会におきまして、埼玉県知事からまちづくり埼玉プランの見直しに関する調査検討の依頼があったことを受けまして、都市計画審議会内に専門部会を設けて作業をしてきた案件でございます。この専門部会は、学識経験者4名、専門委員1名の5名の委員で構成されまして、部会長を私が務めさせていただきました。これまで4回にわたる会議を開催しまして、調査検討を行ってまいりました。本日その結果を、お手元に届いていると思いますけれども、この提言書（案）として取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。この御説明をさせていただきますと、本日都市計画審議会委員の皆様のお了承をいただきましたならば、都市計画審議会から埼玉県知事に対しての提言書ということにしたいと考えております。

ということで、本来であれば専門部会長の私から報告をすべきところでございますけれども、たまたま私都市計画審議会の会長という役も務めさせていただいているものですから、この説明につきましては専門部会の事務局である県の都市計画課の方から内容について報告をしていただきまして、必要に応じて私の方から補足等をさせていただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の吉岡と申します。それでは、説明をさせていただきます。恐縮ですが、着席をさせていただきます。

まず、資料でございますが、資料は事前にお渡しをいたしましたA4縦長の提言書（案）の冊子、それと本日お配りいたしましたA3横長で、右肩にその他案件資料と書かれました6枚つづりのものがございます。

それでは、A3横長のその他案件資料を御覧いただきたいと存じます。提言書（案）の内容などにつきましては、本日はこの紙の資料で御説明させていただきます。

まず、まちづくり埼玉プランは、県の都市計画の基本指針として平成20年3月に策定され、都市計画制度を運用する際の原則や新たなまちづくりを進める際の事例などで構成されております。そして、県、市町村において県全体の都市計画やまちづくりの大きな方向性を共有することなどに活用されております。本プランを取り巻く体系は、右にございますように、上位計画や審議会の提言を受け策定されており、その下に続く都市計画区域マスタープランなどの各種の都市計画を策定する際の指針となるものがございます。

今回の検討の流れでございますが、平成28年11月の第230回都市計画審議会にて知事からまちづくり埼玉プランの見直しの基本方向に関する調査検討の依頼を受け、本審議会に専門部会を設置し、久保田部会長をはじめ5名の委員で検討を行っていただきました。部会は、途中本審議会への中間報

告を挟みながら4回開催され、取りまとめが行われたものでございます。なお、本日の審議会です承が得られた後は、最終的に提言書として提示されることとなります。その後の手続は、県で改めてまちづくり埼玉プランとしての見直しの素案を策定後、市町村への意見照会や県民コメントを経て見直し案を策定いたしまして、県議会へ上程するという流れとなります。

それでは、1枚おめくりいただきまして、「まちづくり埼玉プランの見直しの基本方向提言書(案)概要版」を御覧ください。今回の提言書案の全体の構成でございますけれども、網かけで表示した7つの章で構成され、おおむね現在のまちづくり埼玉プランの項立てに沿って意見をまとめております。第1章の「見直しの背景」以下、第2章で「時代の潮流と埼玉県のみちづくりの課題」の整理、第3章「求められるまちづくり」、第4章「将来都市像、まちづくりの目標等の確認」、第5章で区域区分制度などの「都市計画の基本方向」、第6章「戦略施策」、最後に第7章「連携と推進」でございます。それでは、各章の概要につきまして、次のページ以降、概要のその1からその4までの資料を用いて順次御説明いたします。なお、今後の説明、およそ20分程度頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

では、1枚おめくりいただきまして、提言書(案)概要のその1を御覧ください。最初の「提言書の位置づけ」につきましては、先に申し上げたとおりでございます。

第1章「見直しの背景」でございます。県の人口は、間もなく減少に転ずると予測されているほか、高齢化の進行、東日本大震災などの大規模災害の多発、経済のグローバル化の進展など、策定後10年で県を取り巻く環境は変化してまいりました。また、立地適正化計画制度などの新たな都市計画の動きもございます。そこで、近年の都市計画は人口増加や開発圧力のコントロールが課題であった時代のものから、人口減少、高齢化が進行する中、都市の魅力や活力を高め、社会、経済が成熟化する時代にふさわしいものへと転換していくことが必要となってきました。こうした背景を踏まえ、現プランの目標時期である策定後20年間の中間時点において見直しの基本方向について調査検討を行うというものでございます。

次に、その下の第2章「時代の潮流と埼玉県のみちづくりの課題」でございます。この章では、社会、経済情勢の変化を捉え、特に現在のまちづくり埼玉プランが策定された後に起きた出来事ですとか、これまでのトレンドからさらに加速した課題について(1)から(8)までの8項目について整理しております。

(1)「人口減少、高齢化とまちづくり」におきましては、県の人口は平成20年の718万人から732万人へと緩やかに増加してまいりましたが、平成32年には725万人と減少に転ずると予測されていること、あるいは生産年齢人口は平成20年の490万人から平成32年には442万人と減少していくと推定されていること、こういったことのほか、御覧のように高齢化率の上昇や空き家数の増加の動き、こういったことを整理しております。

次に、(2)「厳しい財政状況」に関しましては、県税収入の更なる増加が期待できない中、社

会保障関連経費は大幅に増加し、一方社会資本関連経費は減少し、今後十分な公共投資や行政サービスの提供が難しくなる可能性がございます。

次に、(3)「環境問題」では、いわゆるパリ協定が合意されるなど、地球温暖化対策は喫緊の課題であり、まちづくりにおいても持続可能な社会を目指し、環境問題への視野を広げた取組を進めることが求められております。

(4)「グローバル化の進展」では、県内企業の海外拠点数あるいは埼玉県を訪れた外国人観光客数とも増加しているなど、グローバル化の進展が見られます。

(5)「身近に迫る災害の脅威」に関しましては、平成23年の東日本大震災をはじめ大雨による災害など、国内各地で自然災害が相次いでおり、対応が求められております。

(6)「技術革新の進展」では、情報通信技術などの劇的な進化は、社会を大きく変える可能性を秘め、さらに再生可能エネルギーが主要エネルギーとして利用され始めるなど、技術革新を暮らしや社会の向上に役立てていくことが必要となってきております。

(7)「県民ニーズの変化、多様化」に関しましては、県政世論調査では、高齢者福祉や医療サービス体制の整備に関しましては現プランの策定時と同様、現在も要望の割合が高く、次いで子育て支援の充実あるいは災害への備えといった項目が上がっております。

最後に、(8)「地方分権の推進」に関してでございますが、都市計画の分野において都市計画決定や開発許可の権限が県から市、町へ移譲されております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域の特徴を活かした取組を進めるといったことが求められている状況でございます。

また1枚おめくりをいただきまして、概要のその2を御覧ください。ここは第3章「求められるまちづくり」でございます。この章では、先ほど整理いたしました時代の潮流やまちづくりの課題なども踏まえながら、今後求められるまちづくりの姿を7つの項目に整理しております。

まず、「誰もが活躍できるまちづくり」として、子育て世代が安心して子供を産み育てることができる、高齢者にとって必要なサービスが利用しやすく、自立して暮らすことができる、あるいは、子育て世代、高齢者及び障害者等が社会の中で元気に活躍できるなどの視点が示されています。

2つ目の「コンパクトなまちづくり」では、都市機能を駅や住まいの身近なところへ集積し、まちの価値を高めること、あるいは都市の拡大を抑制するといった視点が示されております。

3つ目の「移動しやすい環境と健康まちづくり」では、公共交通により自由に移動できる。あるいは、徒歩や自転車などで自由に移動できて、健康に暮らすことのできるなどの視点。

次の「多様なうるおい空間を取り込んだまちづくり」では、豊かな緑と水辺に囲まれ、健康で文化的な生活を送ることや、道路、公園などを活用した快適な空間の確保といった視点が示されております。

5つ目の「活力に満ちたまちづくり」では、地域の特性を伸ばして景観や観光の魅力を高めること、あるいはグローバルな産業拠点づくりなど。

それから、「6つ目の防災・減災のまちづくり」では、災害被害を最小限に抑えること。

最後に、7つ目の「参画・協働・連携によるまちづくり」では、住民や行政、NPO、企業、大学等のさまざまな主体が幅広い分野で助け合うといった視点が示されたところでございます。

以上のようなところが求められるまちづくりとして第3章で整理したところでございます。

次に、右側の第4章「将来都市像、まちづくりの目標等の確認」でございます。この章では、ただいまの第3章「求められるまちづくり」で示された姿を踏まえたときに、現行のまちづくり埼玉プランが掲げる将来都市像やまちづくりの目標、都市計画の基本方向などに関して、見直し、修正を加えるべき点の有無などについて確認を行っております。

まず、現在のまちづくり埼玉プランでは、将来都市像を「『みどり輝く 生きがい創造都市』～暮らし続けるふるさと埼玉～」と掲げ、さらに「暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市（まち）」、あるいは「誰もがいきいきと働いている元気な都市（まち）」などの3項目を示し、目指す都市政策を誰もが理解しやすいように、キャッチフレーズとして定めております。

また、「まちづくりの目標」といたしましては、将来都市像を実現するための重点目標を3つ定めております。

1つ目は、「コンパクトなまちの実現」で、駅周辺など地域の中心となる市街地に本来持つべき都市機能を復活・充実、使いやすい都市交通環境の整備あるいは都市の防災機能の向上などが上げられています。

2つ目の目標は、「地域の個性ある発展」で、＜プラス1のまちづくり＞ですとか＜産業応援まちづくり＞、こういった観点が上がっております。具体的には、まずプラス1のまちづくりでは、地域の特性や資源を磨いた活力ある地域づくり、人々の出会いや交流の場があるにぎわいのある都市づくりなどを進めるというもので、また産業応援まちづくりは、雇用の場の確保や充実した高速道路網などを活かした戦略的な産業集積を進めていくというものでございます。

3つ目の目標は、「都市と自然・田園との共生で、都市の利便性と田園のゆとりを享受できる魅力的な都市などを目指すものでございます。

以上のような現プランの内容を見たときに、そこに示されている将来都市像などはプラン策定後10年経過した現在においても十分通じる内容というものになっております。第3章で整理いたしました求められるまちづくりと現プランが示している方向性とは、大きな方向性としては整合がとれていると考えられますので、将来都市像及びまちづくりの目標はそのまま踏襲することといたします。ただし、この後に御説明いたしますように、都市計画の基本方向、戦略施策、連携と推進といった取組レベルにおいては、最新の都市計画にふさわしい表記への修正や新しいまちづくりの動きについての追記が必要であり、プラン内容の拡充を図るべきであると言えます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、概要のその3を御覧ください。第5章「都市計画の基本方向」でございます。この章は、都市計画の柱と言われております土地利用、都市施設の整備あ

るいは市街地開発事業などの制度を運用していく上での基本方向に関して記述した章で、今回の調査検討に係る中心をなす部分とも言えるものでございます。法で定める都市計画区域マスタープランの基本構成に沿って6項目について整理し、それぞれ今後も引き続いて踏襲していく基本的な取組と、今回の専門部会で意見のあった新たな視点をそれぞれ示しております。

まず、都市計画の最も根幹の部分の(1)「区域区分」、これは線引きのことでございますが、「区域区分」に関しては、これまでと同様のコンパクトな都市を目指す土地利用、区域区分制度の維持に加え、新たに人口減少に伴う市街地の縮小も視野に入れた区域区分の運用に関する視点が示されたところでございます。

(2)「市街化区域の土地利用」に関しては、これまでと同様に市街地の形成、交通体系の整備、上下水道などの都市施設の計画的な整備やコンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通のネットワークの形成を進めるとの考え方を継続し、新たな視点としては、住居系に関しては拠点や拠点に容易にアクセスできる地区への居住の誘導、空き家の抑制、利活用、老朽化が進む大規模住宅団地等の再生など。工業系では、老朽化が懸念される既存産業団地の機能更新や再整備といった視点を示し、また商業系では、これまでの大規模商業施設の商業地域への誘導などの適正立地に加え、衰退が進行する既存商店街における更なる機能の集積などが示されたところでございます。

次に、(3)「市街化調整区域の土地利用」ですが、これまでどおり開発抑制を原則として、土地利用に当たって、住居系では引き続き調整区域での住宅開発を認める制度の運用を見直す必要があることに加え、既存集落の地域コミュニティの維持、活性化のための小さな拠点の形成。工業系では、計画的な産業基盤づくりに加え、市街化区域編入を基本とし、環境と調和した開発を進めるという視点が示されました。また、商業系では、引き続き大規模商業施設等の立地を抑制し、新たに立地する場合には市街化区域編入を原則とするということに加え、新たにまちづくりの中での位置づけ、広域調整や地域貢献度などを考慮するといった視点が示されたところでございます。

次に、(4)「都市施設」では、これまでどおり土地利用計画と整合を図りながら整備、活用を進めることや、社会経済情勢の変化に合わせ計画の見直しを進めることとし、広域的な都市施設に関しては、高速道路網を生かした道路ネットワーク計画に基づく道路整備に加え、災害に備えた広域道路ネットワークの強化や防災拠点となる公園の整備などの視点が示され、また中心市街地の都市施設に関しては、中心市街地の活性化や公共交通の利便性向上に向けた取組に加え、自転車の走行環境の充実、生活道路の改善、にぎわいづくりや観光振興に寄与する視点などが示されたところでございます。

次に、(5)「市街地開発事業」ですが、引き続き事業の重点化を図りながら、まちの価値を高める市街地開発事業を進め、土地区画整理事業に関しては、駅周辺の密集市街地などでの重点実施に加え、圏央道沿線地域や圏央道以北地域などにおける産業基盤整備での活用といった視点。市街地再開発事業に関しては、これまでと同様に土地の高度利用や都市施設の更新、都市機能の誘導の

ため、民間活力を導入し、円滑な事業展開を目指すという方向性を継続しようとするものでございます。

最後の（６）「自然的環境の整備・保全」ですが、これまでの豊かな水辺や緑の空間の保全、創出、再生に加え、施設緑化などによる身近な緑の創出、再生の視点などが示されたところでございます。

１枚おめくりいただきまして、最後のページでございますが、概要のその４を御覧ください。第６章の「戦略施策」でございます。先ほどの第５章では、都市計画制度の全般にわたり、制度運用上の方向を示しましたが、この章では戦略の観点から重点的に取り組むまちづくりについて５つに整理し、ここでも今後も引き続き踏襲する基本的な取組と専門部会で意見のあった新たな視点を示しております。

まず、（１）「駅から始まるまちづくり」ですが、中心市街地の集中整備に関しましては、これまでの都市機能の集積、暮らしやすい拠点づくり、拠点間を結ぶ都市交通環境の充実などに加え、バスの定時走行性の推進、シェアサイクルなどの自転車の利用促進、民間活力による公共空間利活用、公的不動産の再編とまちづくりとの連携といった視点が示されました。また、医療・福祉・子育て施設の整備に関しましては、これまでの医療・福祉・子育て施設の駅周辺等への誘導などに加え、高齢者などが徒歩や自転車で自由に移動できて、健康的に暮らせるまちづくりや、医療施設などの市街化調整区域での立地についての検討といった視点が示されました。

次に、（２）「地域の魅力を活かしたまちづくり」では、これまでと同様に、景観形成の推進に関しまして地域の特色を活かした統一感のあるまちづくりや美しく豊かな自然の魅力を一層引き立てるまちづくり、こういったことに加え、新たに観光まちづくりの推進として、歴史的資源や自然環境などの地域資源を活用した観光まちづくりや、観光地への交通アクセスなど、観光振興に資する都市施設等の整備を進めるといった視点が示され、次の（３）「みどりと川のまちづくり」では、引き続きみどりと川の再生に取り組むことに加え、新たに県民が集う交流の場や憩える場の創出の視点が示されました。

次に、（４）「環境と調和した産業基盤づくり」ですが、これまでの圏央道の県内全線開通による充実した交通網などのポテンシャルを活かした産業基盤づくりに加え、施設の更新時期を迎える既存の産業団地の再整備や産業基盤づくりに当たっての乱開発の防止の視点が示され、（５）「地域ぐるみの防災まちづくり」では、引き続き防災まちづくりを進めることなどに加え、主要駅周辺における帰宅困難者対策や防災拠点となる公共施設等の耐震化や浸水対策の視点が示されました。

最後に第７章「連携と推進」でございます。この章では、連携の観点から今後のまちづくりの進め方を３つに整理し、引き続き踏襲していく基本的な取組と専門部会で意見のあった新たな視点を示しております。

まず、（１）「まちづくりの組織とネットワーク」ですが、これまでどおり住民やコミュニティ

組織、NPO、民間企業、大学などとの連携、協働を図ることに加え、エリアマネジメントなどの取組支援の視点が示され、(2)「県と市町村の連携」では、これまでの県と市町村の緊密な連携や、あるいは県は市町村の個性ある発展を支えるため、新たなまちづくりの方向性を提言し、市町村は主体的で個性的なまちづくりを進めるといった、それぞれの役割に加え、新たに県による市町村のエリアを超える広域での立地適正化計画の策定、運用の支援といった視点が示されました。

最後に、(3)「県民感覚のまちづくり」ですが、これまでと同様、多様化する県民ニーズや時代の潮流に対応したまちづくりを、県民の視点からわかりやすく進めることや都市計画をわかりやすく情報発信し、県民のまちづくりへの参加を醸成することに加え、オープンデータの効果的な活用による情報発信や社会実験等を通じての住民や関係者の合意形成といった視点が示されたところでございます。

以上で提言書(案)の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(久保田) ありがとうございます。

本日も専門部会で御活躍いただいた方に3名ほどおいでいただいています。後ほど補足等あればいただきたいと思います。

少し私の方から議論の経過を御紹介しますと、当初実は3回の予定だったのですが、かなり議論がいろいろ盛り上がりまして、4回ということで回数を多く議論させていただきました。特に区域区分です。これから人口が減る中で、区域区分をどう考えるか、調整区域の扱いをどうするかというのはかなり議論いたしましたけれども、先ほど課長さんからありましたように、基本的には従来どおりの考え方でやっていくということでもまとまったようなことでございます。そのほかいろいろ基本的には今の現行のまちづくり埼玉プランの考え方については踏襲する価値があると、その上でその後のいろいろな社会情勢の変化等に対応して少し修正を加えたらどうかという、おおむねそういうものになってございます。

それでは、皆様からの補足あるいは御質問、御意見あるいは初めて御覧いただいた方もいらっしゃると思いますので、御自由にいろいろな御意見いただきたいと思います。どなたからでも結構でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

田村委員、お願いします。

○田村委員 すみません、ありがとうございます。議会で修正すればいいのですけれども、ちょっと先に何点か意見と御回答いただければなというふうに思います。

3ページ目の、まず見直しの背景なのですけれども、全国的な流れみたいのが書いてあるのです。ここの見直しの背景が。これ埼玉県プランなので、埼玉県の状況をこの背景のところに入れなければいけないのではないかなと思うのです。例えば大規模災害の多発などというのは、埼玉県では多分今のところ見受けられていないような状況なので、これ大規模災害への備えにした方がいいのではないかなとか、これ圏央道の整備みたいなのがいっぱい後で出てくるのですけれども、圏央

道整備による県土の変化とか、そういった視点をこの背景の中に入れた方が、この整合性が全部とれてくるのかな、あと技術革新が進んでこういう状況が必要になってきたということも背景の中に必要なのではないかなというふうに思います。これが基本になって、いろいろ皆さんで考えていただければなと思うのですけれども。

2点目が、すみません、非常につまらないことなのですけれども、その2の方の第4章の将来都市像のところ、(2)「誰もがいきいきと働いている元気な都市(まち)」って書いてあるのですけれども、この政治家みたいなこと言わないで、活力ある都市とか、何かよくわからない抽象的な言葉使わない方が行政はいいのかなってちょっと感じました。

それと、その次のページのその3の(2)「市街化区域の土地利用」と(5)の「市街地開発事業」のところ、どちらでも言えるかもしれないのですけれども、産業基盤の整備は必要だというふうには思うのですけれども、この先端産業の整備を特に我々は希望していて、議会側で皆さんしていて、そういった視点とか、あと産業基盤といっても圏央道沿いとか高速道路に備えた道路の活用というのは、また後でも出てきますけれども、そこが 필요한ので産業基盤整備等での活用とか、そうやっていただけると、いろんな我々の要望が入ってくるのかなというふうにちょっと感じました。

最後ですけれども、その4のところの第6章の(4)「新たな視点」で「産業基盤づくりに当たっての乱開発の抑止」というのは、この乱開発の抑止というのはどういう事象に当たるのか、ちょっと教えてもらいたいなと思います。

以上です。

○議長(久保田) 御質問があったので、最後のところですか、少し。

○田村委員 一番最後です。

○議長(久保田) ええ、お願いいたします。

○幹事(都市計画課長) 今回は専門部会での御議論ということで、その報告をさせていただいたという部分があります。この後、行政計画としてそれらを踏まえてまちづくり埼玉プランの見直しをつくっていくという、2段階がございますので、それぞれどういうところに対する御意見なのかというのもちょうと整理しなくてはいけないかと思っておりますので、ストレートなお答えになるかどうか分かりませんが、御容赦いただきたいと思っております。

○田村委員 回答は最後のだけでいいのです。回答は最後だけでして、6章の(4)の質問だけであって、そこまでは意見なので、そのまま酌み取っていただければいいのです。

○幹事(都市計画課長) それでは、最後のところということなので、産業基盤づくり、今特に圏央道沿線だとか、あるいはインター周辺で大分交通の便がよくなると、基本的には調整区域が多い中で、例えば資材置場ですとか、いろんなそういう利用がなされるとか、そういったことが懸念されたということで、今の田園都市産業ゾーンの考え方なども計画的には産業基盤で進めるというところ

ると、あとは落ちついた土地利用をしたいということで、例えば景観形成に配慮するだとか、あるいはいわゆる開発許可に関係ないようなものでも土地利用を抑えるといったことがございますので、そういったことをイメージした部分ということでございます。

○田村委員 すみません、乱開発というと何か勝手に都市計画を無視して開発しているようなイメージを僕なんかは持ってしまって、そんなのがどんどん埼玉県で進んでいるのかなというふうに感じて、この新たな視点が入ってきたのかなという捉え方をしてしまったので、もうちょっとこれ文言が何とかならないですかということを意見として言うておきますので、あとはもう答弁要らないです。

○議長（久保田） 御指摘は非常に今よくわかりました。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○柳下委員 何点かお尋ねしたいと思います。

順序が行ったり来たりになるかもしれないのですが、先ほど田村委員さんの方から、ここにもあります災害被害の問題です。確かに全国的には九州だとか、いろんなところで被害は大きいのですが、埼玉は災害に強い強いということを知事なんかも言うのですが、実際には雨がたくさん降って、台風の影響で私は所沢ですが、一級河川が氾濫してしまって、最近の雨の量も半端ではなく、集中的に降ります。そういう面では水害に強いまちをどうつくるのかということで、特に都市型水害という点では、その周りに家が張りついているわけですから。そうすると、この中でも見てみますと、これ都市計画の基本方向の中で新たな視点のところ、市街化区域内であっても土砂災害や洪水被害など危険性が高い地区については、将来的に市街化調整区域への編入を図ることが必要となるのでありますが、例えば今までは国の計画なんかは雨が50mm対応だったのが100mm対応にしていくとか、そういうことも含めて、このあたりのところは都市型災害で水害になったところ、そこが全部市街化調整区域の方に編入するというのも考えているのかどうか、説明も含めてお願いしたいと思います。これが1点です。

それから、2点目としてコンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通のネットワークの形成を進めるのでありますが、特に交通弱者の移動の権利を守るという点では、大型店がどんどん進出してきて、地元商店街がどんどん空き店舗みたいになってしまったりという中では、本当にお年寄りの方が買い物ができなくなってしまうということで、大型店は来るも自由、撤退も自由みたいなところがあるので、あるのはコンビニと、それから大型店と、危険な状況を道路なんかも越えながら買い物に行けないという点では、私の地元なんかでもお茶屋さんに野菜もいろんなものも置いてくれと、地元の人から頼まれるのだということで、置いているというお話もありました。この点がどうなのかということです。

それから、まちづくりのところになるかもしれないのですが、新たな視点ということで大規模商

業施設等の立地に際しては市街化区域編入を原則とし、まちづくりの中での位置づけを明確にした上で、近隣自治体との広域調整や地域貢献度など考慮すべきであるということで、新たな視点が必要だということに書かれているのですけれども、これ大型店の進出には商調協[商業活動調整協議会]なんかの調整もなくなっている時点で、このあたりはどのような論議がされたのかということですので。

それから、高齢者が自転車に乗っている場合などにも、自転車道がない。それから、歩道がない県道等もたくさんあるわけですけれども、生活道路に渋滞を避けるためにどんどん車も入ってくるという、こういう点ではやっぱり安全に移動できる権利を保障するという点では、この利便性、安全性についてどのように論議されたのか、ここにどう含まれているのかということについて質問したいと思います。

それから、自然的環境の整備・保全の問題では埼玉県には荒川などの大規模な河川、それから狭山丘陵などの大規模な自然が残されており、こうした広域的な自然環境の保全を図るというふうにあるのですけれども、相続税の問題とかで土地を手放さざるを得ないということで、狭山丘陵の中に私の地元なんかでもお墓をつくるとか開発のことが持ち上がったりしているわけですけれども、やはりきちっと税対策等でこの辺は国へも働きかけを行う必要があるのではないかと思うのですけれども、そのあたりからの今後のまちづくりにも入れていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（久保田） 全部で多分5点御指摘があったと思います。順番に少し御説明いただけますか。

○幹事（都市計画課長） まず、災害の関係でございます。提言書（案）を御覧になりながらの御質問だったのですが、まず災害の関係で現状の認識では全国的な災害が非常に多いと、埼玉は少ないと言いながら、それが少ないことが保証されているものではないので、全国の傾向を見るとやはり埼玉としても備えは必要だろうという、基本的な認識はそういう議論がございます。

それから、都市型の水害といいますか提言書（案）でいうと9ページだったですか、（1）の区域区分のところの中で、災害の多い所は将来、市街化区域であっても調整区域への編入という議論がございました。これは災害対策で最も大事になるのは、まずはハード対策を進めるということでございますので、そういったことに関しましては、例えば都市施設の整備などを進めるという項目も提言書（案）の中では15ページの、これは15ページは戦略施策を整理したところでございますけれども、15ページの（5）番で地域ぐるみの防災まちづくりということで河川改修や調整池の整備など、総合的な治水対策を進めるというようなことですか、こういったことのハード対策をまず進めるということは、都市計画を進めていく上での戦略的な基本として置いております。その上で、場合によってはどうしてもそういったことで対応できないところが部分的にでもあれば、それはまたその開発を多少抑制するとかということも部分的には出てくるのだろうという考え方が示されたというところでございます。何も水害があるところをハード整備よりも優先に調整区域にするという、

そういう乱暴な議論ではございません。

それから、コンパクトプラスネットワークのところ、弱者の移動を守るとかというところ、特に商業の視点がございましたが、商業に関しましては基本的にはその平成18年の法改正で、商業地域ですとか近隣商業地域ですとか準工業地域に大規模商業施設は限定すると、郊外型を基本的に抑制すると、そういったことで整理がされていると、そのほかこのコンパクトなまちづくりという中では、やはり中心に商業とか医療だとか福祉の機能を集める、そういった都市構造にしようということが、このまちづくり埼玉プラン全部を通じての基本的な考え方になっておりますので、そういったことで結果的には弱者救済という観点も含めて、利用しやすい施設をなるべく中心地を集めていくという考え方がまとめられているところでございます。

それから、まちづくりの関係で、提言書（案）ではたしか11ページのところを捉えてのお話だったかと思えますけれども、11ページの上の方でしょうか。これは第5章の都市計画の基本方向の中の市街化調整区域の土地利用の中で商業系、11ページの上の方の商業系のところの枠の中のことをおっしゃられたのかと思えますけれども、まちづくりにおいて特に大規模商業などについては、先ほど申し上げましたように郊外型の立地を基本的に抑制すると、どうしても住宅ですとか、もろもろの機能の中に商業系が必要であれば、そういったものは全体に新しい市街化区域をセットするという必要性の中で整理していくということでございます。そういった中で、例えば商業の土地利用は大分周辺に与える影響が非常に大きいということで、専門部会の議論の中で、例えば撤退をすると非常に影響が大きいということで、そういったことを考えたルールづくりを少しした方がいいのではないかというようなことも議論としてございました。それから、近隣自治体との広域調整ということで、これは実務的には大規模商業施設が立地するという場合には市街化区域の中であつてもということでございますけれども、広域調整ということで近隣の市町村の意見を聞くということ、都市計画上の配慮としてはやっております。

それから、自転車道や歩道が少ないということで、県道の中にもそういったものがあるということでございますけれども、今回の議論の中では道路整備の中で11ページの一番下の方になりますけれども、専門部会の議論の中で、いろいろ産業立地だとかを支える道路ですとか、そういったもののほかに、自転車の走行環境というのは守っていかなくてはならないということ、都市計画としても強く気にしていくべきだろうと。それから、生活道路のことをなかなか気にしていないわけではないですけれども、なかなかこういうところに表現がされていないので、今回の視点の中では11ページの一番下のところに枠の中で、2つ目ですか、生活道路の改善について配慮するというようなことも、行政としては配慮していくということの意見が視点として示されたところでございます。

それから、自然的環境のところ、都市計画の基本方向のところ、例えば……

○柳下委員 12ページです。

○幹事（都市計画課長） 12ページの中の一番下の方に、（6）として自然的環境の整備・保全とい

うことがございます。その税制の改正など、そういった観点ではなかなか都市計画制度でどうこうというのは難しい面もございますけれども、都市計画を進める上で緑を可能な限り保全するだとか、あるいはその事業の中で創出するだとか、そういったことだとかを気にしていこうということに加えて、施設、建物だとか建築物をつくる上で緑化がどういったことができるかということも都市計画上気にしていこうということで、12ページなどに新たな視点としても加えたというところでございます。

ちょっと雑駁でございますけれども、以上でございます。

○議長（久保田） よろしいでしょうか。

○柳下委員 はい。

○議長（久保田） ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○大泉委員 今回の新たなまちづくり埼玉プランの見直しの内容の中で、専門部会の中でどのような観点でこの策定を取り組んだのか、若干聞きたいのですけれども、まず新たな拠点づくりという市街化調整区域の中で9ページに、新たな視点という中で地域コミュニティの維持ということがございます。これにつきましては今、市町村の各自治体においては、地域コミュニティの維持というものがかなり厳しい状況もございます。そのような中で、このような維持を表題的にはこういう維持というきれいな出ていますけれども、実際維持をするのはかなり困難な状況になっていて、各自治会、市町村が自治会にお願いをしても、その受け皿がなくなっているとか、そのような状況がかなり出てきている状況がございますので、そのような現状を把握しているこの維持を、また活性化ということを捉えて発言をしているのかどうか。

また、先ほど委員からもありましたけれども、生産年齢者や高齢化率が、生産年齢人口は下がっておりますし、高齢化率はかなり上がっているという中で、都市基盤の中でバスの定時走行の維持といっても、実際問題バスの定時走行は撤退している事業所が多いわけで、それを維持することはかなり苦しい状況が出ております。また、高齢化率が上がる中で、高齢者が免許返納という状況も起きています中で、自転車に乗るということは非常に危険であります。ですから、そういう中で県道で自転車道を整備しても、実際にコンパクトシティ、スマートシティの中で、実際の生活圏の中では市道、町村道を利用するわけでありまして、そのような中では自転車道を維持するというのはかなり難しい問題だと。そのような中で高齢化率が上がっている中で、このまちづくりについて、高齢化率が上がっていることに対してどのような視点で専門部会の中で取り組んだのか、少しお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（久保田） では、まず私の方から簡単にお答えいたしまして、その後ちょっと事務局から補足いただきますけれども、今御指摘のあったのは、まず提言書（案）の9ページの住居系のところ

だと思うのですけれども、地域の特性を活かした住環境を維持・改善するの「維持」がなかなか、そもそも難しいのではないかという御指摘だと思います。正にそこが今回のこの専門部会の議論のある意味根幹だと私も思います。ですから、基本的には人口が減っていき、高齢化率が上がっていくというのは、これはもう日本全国、埼玉県のみならず避けられない状況であることはもう間違いないです。ですから、それはもうある意味初歩の条件として、でもこの住環境の維持を図って、少なくとも維持をしていくというのは、どうやっていったらいいのだろうかということで、これは正に今全国で取り組まれている、いわゆる歩けるまちづくり、コンパクトなまちづくりということにして、いわゆる高齢者も含めて皆さんが歩いて暮らせる範囲の中に住宅があり、商店があり、病院がありというようなまちをつくっていくということしか、もう恐らくその方向性としてはないだろうと思うのです。ですから、そのことは今回盛り込んだつもりです。

それから、移動の手段としては、これ自転車道、ちょっとこれやや専門的になりますけれども、自転車道というのは専門用語としては非常に限定したもので、今回は自転車道というよりも、いわゆる自転車が走る空間という意味でありまして、場合によっては自転車レーンかもしれないし、いわゆる自転車ナビマークという青い矢羽根みたいのが、ああいう法的には余り位置付けのないものですが、ああいうものでもやっぺいこうという、そういうことを含めた自転車を優遇していこうということです。ですから、高齢者の自転車利用の危険性というものについては、ちょっとまた別途議論しなければいけませんけれども、少なくとも今の高齢者の中で自転車に十分乗れる年代、体力の人にとっては自転車というのは非常に貴重な交通手段なので、その人たちが安全に走れる空間を作っぺいこうと、これは間違っていないと思います。さらに、自転車にも乗るのが難しくなった高齢者に対してどうするかというのは、これまた次の大きな課題でして、ちょっとだけ頭出ししていますけれども、それこそ自動運転とか、もう別のことを考えていかざるを得ないわけです。それはもう20年、30年先の技術革新を含めた議論に委ねるしかないというのが今の現状ではないかと私は思います。

いかがでしょう、事務局、何か補足していただけると。

○幹事（都市計画課長） 特に補足ということになるかどうかわかりませんが、小さな拠点というお話ございまして、今の都市計画上の話題は市街化区域では市街地としての一定のまとまりが必要だと、それから郊外だとか元々の集落だとか、そういった所はそういった所での、やはり一定の拠点のまとまりが必要だろうということで、そういったことを意識してやっぺいこうというのが基本ベースになっております。特に例えば調整区域の中の旧来の集落の拠点などについては、明確にこの提言書（案）の中のどこに、どうということをちょっと飛び越えて、議論としてあるのが一定の利用人口がないと、商業だとか福祉だとかいろんなものが、サービスが維持できないという中で、市街化調整区域で一定の開発を認める制度が実は今現在ございまして、そういったもので調整区域でもぱらぱらと家が建ってしまうというよりは、ある程度調整区域の中の拠点に機能をな

るべく集めるというような、そういったまちづくりが必要だろうと。そういった中で、医療、福祉などもどうしても必要であれば、それは開発許可制度の運用としてどうやっていくかということを考えていかななくてはならないだろうと、そういったことがちょっと話としては実務レベルでも出ているというところでございます。

○議長（久保田） ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○大泉委員 全体的にはよくわかります。集約された地域で必要な生活をするという部分では、どこかの提言もわかるのですが、こういう埼玉県から来ますと、我々としましては各自治体としましては、それに基づいた議論をせざるを得ないという中で、やはり克明な部分に入っていくかざるを得ない。このようなときには、基本的には分かるのですけれども、やはり集約していく、それでもやはり残された住民というのはいるわけです、既存の中では。調整区域の中でも、やはり我々地方の自治体としましては、残された住民はその生活圏をどう確保していくのかということもございまして、その辺も今後含めた上で議論を進めていただければと思います。

以上でございます。結構です。

○議長（久保田） ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） 先ほど田村委員からおっしゃっていただきましたけれども、この提言書（案）がまちづくり埼玉プランにイコールではないわけなのです。これはあくまでも見直しの方向、方向はこういう方向にしたらいいのではないかという提言になります。これを県の方で受け取っていただいて、その後県の方でいろいろ御議論いただいて、次のまちづくり埼玉プランというものに改定になっていくというふうに理解しております。したがって、今日のこの提言書（案）というのは、ある意味今日いただいた御意見もくっ付いているというか、それも含めた上での提言だというふうにお考えいただくとよろしいのではないかと思います。ということで、お諮りをしたいと思うのですが、意見の方には今日の皆様の意見も踏まえて、これから御議論、御検討を進めていただくということを前提として、今日のこの提言書（案）につきましては、今日の皆様の御発言と共に県に、都市計画審議会から提言するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） ありがとうございます。

それでは、この提言書（案）の案を取っていただいて、提言書とさせていただきます、しかも今日のここでの議事録も付けるということとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして議事の全てが終わりましたので、ここで私の議長の任を解かせて…

〔「ちょっと会長、いいですか」と言う者あり〕

○議長（久保田） どうぞ、お願いします。

○田村委員 別件なのですけれども。

○議長（久保田） どうぞ。

○田村委員 大変申し訳ないのですけれども、今日来ている代理の方が悪いというわけではなくて、審議会でこれ代理出席というのはありなのですか。要綱見ても条例見ても、全然そんなことは一切書いてなくて、埼玉県のいろんな審議会に出てきましたけれども、代理で出ているという、僕は前々から思っていたのですけれども、ちょっとそういうことがないので、代理でいいなら代理で出しまえればいいってちょっと思ってしまったのです。いかがなのでしょう。

○議長（久保田） 何かデリケートな話なので、ちょっと事務局で今調べていただいているようなので、少々お待ちください。

〔何事か言う者あり〕

○議長（久保田） では、ちょっと次回までにそれを整理していただくということにして、それでよろしいですか。

それでは、すみません、今日の代理の皆さん、お疲れ様でございました。

では、議長の任をお返しします。

○事務局 久保田会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には熱心な御審議、また貴重な御意見いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして第232回埼玉県都市計画審議会を閉会いたします。

本日はお疲れ様でございました。ありがとうございました。

午後3時26分 閉会